

未来予想図

道外の公立高校受検について他

第1回進路希望調査において、道外の高校を志望されている生徒が何人かおりました。何点か道外の高校受検についての懸念事項等を記します。

① 道内の公立高校への出願は中学校経由で行います。しかし、道外の公立高校への出願は出願者やその保護者が行うことがほとんどです。(中学校は調査書を郵送するだけという場合が多いです。)

また、埼玉県などの公立高校を県外の中学生が受検する場合は、「保護者が必ず『県外受検説明会』へ参加し、必要書類一式を受けとってください。」ということもあります。

② 道外の公立高校への出願に際して、「決められた期日までに転居先の『賃貸契約書の写し(コピー)』を提出してください。」とか、保護者の転勤による転居であれば、「『異動内示の写し(コピー)』を提出してください。」といったことが過去にありました。

また、北海道の公立高校は受検しないことを記した『不受検証明書』を提出してください。」という場合もあります。

愛知県等を除く多くの都道府県では、「二重出願の禁止」といって、1人の生徒が2校以上の公立高校に合格できる機会が与えられないよう、書類提出等をもって道外の公立高校や教育委員会とやりとりを行うこととなります。

③ 北海道奥尻高校や北海道当別高校のように全国からの募集を行っている公立高校をのぞいては、(原則として)生徒だけが道外に転居して公立高校に通うことはできません。

なぜならば、生徒ではなく保護者の住所によって受検資格が認められたり、受検学区が決まるためです。

④ 道立高校へ出願する際は、「北海道収入証紙」を購入し、願書に貼付します。同様に各都府県ごとの収入証紙を手に入れていただき、願書に貼付する場合がありますので要注意です。(昨年度から北海道立高校は、道外受検生に限って、受検料のオンライン決算が可能となりました。)

以上、長々と記しましたが、①～④は道外の公立高校を受検する場合の懸念事項等です。道外の私立高校であれば、保護者の住所によって受検資格が認められないようなケースはほとんどありませんし、先に記した「賃貸契約書の写し(コピー)」や「異動内示の写し(コピー)」を求められることもまずありません。

●お詫びと訂正

進路通信17号(5月7日発行)に誤りがありました。お詫びとともに訂正をお願いします。

誤

「進路指導費」として、毎月の諸費より、年間で合計3,500円を徴収させていただきました。

徴収した3,500円は下記の予算書のように支出させていただく予定です。

↓

正

「進路指導費」として、毎月の諸費より、年間で合計3,000円を徴収させていただきました。

徴収した3,000円は下記の予算書のように支出させていただく予定です。

※ 3,500円は、昨年度の徴収金でした。進路通信17号にも記しましたように、今年度、3年生全員を対象とした中学校での進路用写真撮影は行いません。そのため、写真料金の500円分が昨年度より安くなっております。

◎coffee break (飛行)機内に持ち込めないもの

(飛行)機内に持ち込める荷物については、航空法や国際民間航空機関(ICA O)の取り決めにより、世界共通の基本ルールが定められています。

また、航空会社や国際線と国内線によって異なる場合もあります。

爆発のおそれがあるものや可燃性のあるものなど「危険物」は、機内へ持ち込むことも、手荷物として預けることも禁止されています。

具体的には花火、クラッカー、殺虫剤、*ヘアアイロンなどです。意外かもしれませんが、瞬間冷却パックやひもを引くと加熱されるタイプの弁当も持ち込めません。

※ 電池式のヘアアイロンについては、電池を本体から取り外せるものであれば持ち込みが可能な場合があります。(航空会社への問い合わせが必要です。)

では、機内に持ち込めない荷物を持ち込んで、保安検査場で引っかかった場合はどうなるのでしょうか。

原則は、その場で破棄するようになります。重要な私有物については他の輸送方法や解決策がないかを保安検査員や航空会社と相談することとなります。

修学旅行前にしっかりと読んでおきましょう!